

業務仕様書

1 件名

美香保体育館アリーナドア保全業務

2 業務概要

美香保体育館アリーナのドアについて、経年劣化により傾斜・破損していることから、ドアの保全を実施する。

3 履行場所

美香保体育館 (札幌市東区北 22 条東 5 丁目)

4 履行期間

契約締結日から令和 4 年 11 月 15 日 (火曜日) まで

※ 現地作業は、長期休館かつ製氷作業に入る前である令和 4 年 10 月 1 日 (土曜日) ~10 月 10 日 (月曜日) に行うこと。10 月 10 日 (月曜日) 以降に現地作業が発生する場合は、施設及び担当職員と十分に協議を行うこと。

※ 長期休館中には、体育館からスケート場へのアリーナの場転作業を実施していることから、作業範囲や搬入経路の重複による接触等がないように、十分に注意すること。

5 業務内容

(1) 既存鋼製建具及び取合い部分の天井、床の撤去 2 か所

- ・既存鋼製建具 2 か所を撤去する。
- ・天井材は、アスベスト建材レベル 3 みなしで撤去を行うこと。

(2) 鋼製建具取付 2 か所

- ・カバー工法で鋼製建具を取り付ける。下枠は既存ステンレス枠を再利用する。
- ・ドアの仕様は以下のとおり。

ア 両開きフラッシュドア (SD-1) 1 か所

寸法 W2450×H2300、枠見込み 120、扉 40

スチール三方枠 1 式

重量丁番 6 枚

引手 4 本

シリンダー錠 2 台

ドアクローザー 2 台

フランス落とし 2 台

扉内断熱材充填、オートドアボトム (下部気密材)

工場さび止め塗装 1 式

イ 両開きフラッシュドア (SD-2) 1 か所
 寸法 W1950×H2300、枠見込み 120、扉 40
 スチール三方枠 1 式
 重量丁番 6 枚
 シリンダー錠 2 台
 ドアクローザー 2 台
 フランス落とし 2 台
 固定ガラリ 650×350 2 か所
 工場錆止め塗装 1 式

(3) 取合いシーリング 1 式

・2 成分系変成シリコンとする。

(4) 鋼製建具塗装仕上げ 2 か所

・ドア及び枠を現場で仕上げ塗装する。

(5) 取合い部分の天井、床の復旧 2 か所

・天井仕上げ 岩綿吸音板

・床仕上げ 左官補修 100 角程度、色合わせ必要。

(6) 産業廃棄物処理費 1 式

(7) 資材運搬費 1 式

(8) 清掃・養生 1 式

(9) 留意事項

・特記ないものは公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 31 年版による。

・鍵は、既存マスターキーに合わせる。

・建具製作にあたっては、現地で寸法をよく確認すること。

6 提出書類

提出書類	部数	提出期限
(1) 作業着手前 業務計画書（使用材料一覧、施工方法、連絡体制等）	2 部	いずれも作業開始前までに担当職員の承諾を得る。
使用材料の安全データシート（塗料、シーリング材他）	2 部	
工程表	1 部	

図面（建具製作図）	2部	いずれも作業完了後すみやかに
(2) 業務完了時		
業務完了届（札幌市様式）	1部	
業務完了報告書（写真他）	2部	
マニフェスト伝票の写し	1部	

- ※1 工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。
- ※2 担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。
- ※3 写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

7 その他

- (1) 本業務を実施する際には、担当職員及び施設と十分打合せを行い、利用者の利便性や安全性に配慮するとともに、運営に支障がないよう円滑な進行を図ること。
- (2) 業務対象場所等には重要な機器もあるため、作業の安全及び他の設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。なお、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに担当職員に報告すると共に、担当職員の指示に従い受注者の責任において一切を処理すること。
- (3) 業務完了後の清掃、片付け等については十分に実施し施設へ引渡すこと。
- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務の作業により発生した撤去品、消耗品等は、マニフェスト伝票の写しを報告書に添付すること。また、処理施設については、原則、市内の処理施設とし受け入れ条件等を確認の上、発注者へ確認をすること。
- (6) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書（平成31年版[平成31年5月改定]）」に基づき作業を行うこと。
- (7) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (8) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。
- (9) 使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。